

令和6年度

箕輪町予算書

目 次

一 般 会 計 予 算	1
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	11
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	16
介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	19
水 道 事 業 会 計 予 算	24
下 水 道 事 業 会 計 予 算	27

令和6年度

箕輪町一般会計予算

議案第19号

令和6年度箕輪町一般会計予算

令和6年度箕輪町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,149,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月26日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和6年3月 日

箕輪町議会議長 荻原省三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 町税		3,543,146
	01 町民税	1,693,172
	02 固定資産税	1,552,873
	03 軽自動車税	116,294
	04 町たばこ税	168,437
	10 入湯税	12,370
02 地方譲与税		118,697
	01 地方揮発油譲与税	28,000
	02 自動車重量譲与税	80,000
	04 森林環境譲与税	10,697
03 利子割交付金		2,000
	01 利子割交付金	2,000
04 配当割交付金		20,000
	01 配当割交付金	20,000
05 株式等譲渡所得割交付金		20,000
	01 株式等譲渡所得割交付金	20,000
06 法人事業税交付金		64,000
	01 法人事業税交付金	64,000
07 地方消費税交付金		680,000
	01 地方消費税交付金	680,000

(単位 千円)

款	項	金 額
08 環境性能割交付金		10,000
	01 環境性能割交付金	10,000
11 地方特例交付金		42,000
	01 地方特例交付金	32,000
	03 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	10,000
12 地方交付税		2,600,000
	01 地方交付税	2,600,000
13 交通安全対策特別交付金		2,000
	01 交通安全対策特別交付金	2,000
14 分担金及び負担金		96,906
	01 分担金	27,609
	02 負担金	69,297
15 使用料及び手数料		46,028
	01 使用料	35,002
	02 手数料	11,026
16 国庫支出金		1,050,323
	01 国庫負担金	576,424
	02 国庫補助金	468,070
	03 委託金	5,829

(単位 千円)

款	項	金額
17 県支出金		675,310
	01 県負担金	314,314
	02 県補助金	314,238
	03 委託金	46,758
18 財産収入		9,652
	01 財産運用収入	9,651
	02 財産売却収入	1
19 寄附金		300,003
	01 寄附金	300,003
20 繰入金		875,254
	01 特別会計繰入金	3,670
	02 基金繰入金	851,558
	03 財産区繰入金	20,026
21 繰越金		300,000
	01 繰越金	300,000
22 諸収入		434,681
	01 延滞金加算金及び過料	3,000
	02 預金利子	3
	03 貸付金元利収入	279,820
	05 雑入	151,858

(単位 千円)

款	項	金額
23 町債		2,259,000
	01 町債	2,259,000
歳	入	13,149,000
	合	計

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		134,647
	01 議会費	134,647
02 総務費		1,680,113
	01 総務管理費	1,518,777
	02 徴税費	101,352
	03 戸籍・住民基本台帳費	37,714
	04 選挙費	8,528
	05 統計調査費	2,892
	06 監査委員費	10,850
03 民生費		3,105,846
	01 社会福祉費	1,403,471
	02 児童福祉費	1,702,375
04 衛生費		1,385,329
	01 保健衛生費	1,069,048
	02 清掃費	316,281
06 農林水産業費		548,553
	01 農業費	434,279
	02 林業費	114,274
07 商工費		576,530
	01 商工費	576,530

(単位 千円)

款	項	金額
08 土木費		1,177,823
	01 土木管理費	51,194
	02 道路橋梁費	545,051
	03 河川費	47,500
	04 都市計画費	518,495
	05 住宅費	15,583
09 消防費		393,881
	01 消防費	393,881
10 教育費		3,221,105
	01 教育総務費	293,850
	02 小学校費	344,539
	03 中学校費	279,643
	06 社会教育費	279,148
	07 保健体育費	2,023,925
11 災害復旧費		3,000
	01 農林施設災害復旧費	2,000
	02 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		892,173
	01 公債費	892,173
14 予備費		30,000

(単位 千円)

款	項	金額
	01 予備費	30,000
歳	出	計
		13,149,000

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
10 教育費	06 社会教育費	移動図書館車両更新事業	20,968 千円
10 教育費	07 保健体育費	町民体育館・武道館耐震改修リニューアル事業	1,937,488 千円
合 計			1,958,456 千円

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎施設整備事業債	千円 9,000	証書借入 又は 証券発行	3.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の 都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還 又は借り換えることができる。
保育園整備事業債	56,200	同 上	同 上	同 上
町単独土地改良事業債	25,100	同 上	同 上	同 上
町単独治山事業債	7,000	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業債	142,600	同 上	同 上	同 上
緊急自然災害防止対策事業債	53,200	同 上	同 上	同 上
公共事業等債	93,700	同 上	同 上	同 上
河川環境整備事業債	34,000	同 上	同 上	同 上
消防施設事業債	13,200	同 上	同 上	同 上
学校教育施設等整備事業債	74,800	同 上	同 上	同 上
体育施設整備事業債	1,700,200	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	50,000	同 上	同 上	同 上

令和6年度

箕輪町国民健康保険特別会計予算

議案第20号

令和6年度箕輪町国民健康保険特別会計予算

令和6年度箕輪町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,122,314千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月26日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和6年3月 日

箕輪町議会議長 荻原省三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 国民健康保険税		391,422
	01 国民健康保険税	391,422
02 使用料及び手数料		200
	01 手数料	200
03 国庫支出金		1
	02 国庫補助金	1
06 県支出金		1,558,730
	01 県補助金	1,558,729
	02 財政安定化基金交付金	1
08 財産収入		3
	01 財産運用収入	3
09 寄附金		1
	01 寄附金	1
10 繰入金		170,214
	01 他会計繰入金	143,375
	02 基金繰入金	26,839
11 繰越金		1
	01 繰越金	1
12 諸収入		1,742
	01 延滞金加算金及び過料	200

(単位 千円)

款	項	金額
	04 雑入	1,542
歳入	合計	2,122,314

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		39,166
	01 総務管理費	30,246
	02 徴税費	984
	03 運営協議会費	183
	04 趣旨普及費	90
	05 特別対策事業費	7,663
02 保険給付費		1,547,853
	01 療養諸費	1,275,426
	02 高額療養費	262,723
	03 移送費	50
	04 出産育児諸費	7,504
	05 葬祭諸費	2,000
	07 傷病手当金	150
03 国民健康保険事業費納付金		500,179
	01 医療給付費分	312,930
	02 後期高齢者支援金等分	142,240
	03 介護納付金分	45,009
05 保健事業費		32,603
	01 特定健康診査等事業費	20,647
	02 保健事業費	11,956

(単位 千円)

款	項	金額
06 基金積立金		4
	01 基金積立金	4
07 公債費		1
	01 公債費	1
08 諸支出費		2,008
	01 償還金及び還付加算金	2,001
	02 延滞金	1
	05 諸支出金	6
09 予備費		500
	01 予備費	500
歳 出 合 計		2,122,314

令和6年度

箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号

令和6年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度箕輪町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ386,019千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和6年3月 日

箕輪町議会議長 荻原省三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		302,775
	01 後期高齢者医療保険料	302,775
02 使用料及び手数料		20
	01 手数料	20
04 繰入金		83,020
	01 一般会計繰入金	83,020
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
06 諸収入		203
	01 延滞金、加算金及び過料	2
	02 償還金及び還付加算金	200
	05 雑入	1
歳 入 合 計		386,019

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金額
01 総務費		12,148
	01 総務管理費	11,535
	02 徴収費	613
02 後期高齢者医療広域連合納付金		373,649
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	373,649
03 諸支出金		200
	01 償還金及び還付加算金	200
04 予備費		22
	01 予備費	22
歳 出 合 計		386,019

令和6年度

箕輪町介護保険特別会計予算

議案第22号

令和6年度箕輪町介護保険特別会計予算

令和6年度箕輪町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,339,536千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和6年3月 日

箕輪町議会議長 荻原省三

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 保険料		497,558
	01 介護保険料	497,558
02 分担金及び負担金		93
	01 負担金	93
03 使用料及び手数料		26
	02 手数料	26
04 国庫支出金		543,352
	01 国庫負担金	386,992
	02 国庫補助金	156,360
05 支払基金交付金		592,098
	01 支払基金交付金	592,098
06 県支出金		331,191
	01 県負担金	311,744
	03 県補助金	19,431
	04 委託金	16
10 繰入金		363,499
	01 一般会計繰入金	363,493
	02 基金繰入金	6
11 繰越金		1
	01 繰越金	1

(単位 千円)

款	項	金額
13 諸収入		11,690
	01 延滞金、加算金及び過料	1
	04 雑入	11,689
16 財産収入		28
	01 財産運用収入	28
歳入合計		2,339,536

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		50,804
	01 総務管理費	26,490
	02 徴収費	928
	03 介護認定審査会費	23,239
	04 趣旨普及費	75
	05 包括支援センター運営委員会費	72
02 保険給付費		2,149,950
	01 介護サービス等諸費	1,998,000
	02 介護予防サービス等諸費	50,000
	03 その他諸費	1,950
	04 高額介護サービス等費	50,000
	05 高額医療合算介護サービス等費	5,000
	06 特定入所者介護サービス等費	45,000
05 地域支援事業費		135,626
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	38,796
	02 一般介護予防事業費	12,705
	03 包括的支援事業・任意事業費	84,009
	04 その他諸経費	116
06 基金積立金		28
	01 基金積立金	28

(単位 千円)

款	項	金額
09 諸支出金		3,121
	01 償還金及び還付金	301
	03 繰出金	2,820
10 予備費		7
	01 予備費	7
歳出合計		2,339,536

令和6年度

箕輪町水道事業会計予算

議案第23号

令和6年度箕輪町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度箕輪町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,000 戸
(2) 年間総給水量	2,180,000 m ³
(3) 1日平均給水量	5,900 m ³
(4) 主要な建設改良事業 老朽管更新事業	228,129 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	515,580 千円
第1項 営業収益	446,090 千円
第2項 営業外収益	69,490 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	508,343 千円
第1項 営業費用	469,220 千円
第2項 営業外費用	35,823 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額203,444千円は、過年度分損益勘定留保資金179,329千円及び当年度分消費税資本的収支調整額24,115千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	213,150 千円
第1項 企業債	169,400 千円
第4項 負担金	700 千円

第5項 補助金	43,050 千円
支出	
第1款 資本的支出	416,594 千円
第1項 建設改良費	315,414 千円
第2項 償還金	101,180 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管更新事業	169,400	証書借入 又は 証券発行	3.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 37,358千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 6 年 3 月 日

箕輪町議会議長 荻原省三

令和6年度

箕輪町下水道事業会計予算

議案第24号

令和6年度箕輪町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度箕輪町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	9,000 戸
(2) 年間総排水量	2,060,000 m ³
(3) 主要な建設改良事業 施設整備事業	130,699 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,050,322 千円
第1項 営業収益	449,065 千円
第2項 営業外収益	601,257 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	968,480 千円
第1項 営業費用	814,964 千円
第2項 営業外費用	147,216 千円
第3項 特別損失	300 千円
第4項 予備費	6,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額307,489千円は、過年度分損益勘定留保資金242,625千円、当年度分損益勘定留保資金64,864千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	663,094 千円
第1項 企業債	312,400 千円
第5項 補助金	350,694 千円

支 出	
第1款 資本的支出	970,583 千円
第1項 建設改良費	130,699 千円
第2項 企業債償還金	837,884 千円
第7項 予備費	2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	312,400	証書借入 又は 証券発行	3.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 28,307千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、601,907千円である。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

箕輪町長 白鳥政徳

令和 6 年 3 月 日

箕輪町議会議長 荻原省三